

生産行程管理業務規程

作成日 令和 2年 4月 9日

更新日 令和 7年 4月 3日

1 作成者

住所（フリガナ）：(〒954-0124) ニイガタケンナガオカシナカノシマ 新潟県長岡市中之島773番地 バンチ えちご中越農業協同 チュウエツノウギョウキョウドウ
クミアイ 組合 ミナミエイノウ なんかん南 ナイ 営農センター内

名称（フリガナ）：オオクチ 大口れんこん セイサンクミアイ 生産組合

代表者（管理人）の氏名及び役職：組合長 高橋 秀信

ウェブサイトのアドレス：なし

2 農林水産物等の区分

区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（れんこん）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：オオクチ 大口れんこん、Okuchi Renkon

4 明細書の変更

生産者団体「大口れんこん生産組合」（以下「生産組合」という。）は、法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

生産組合は、明細書に記載された事項が遵守されているかを以下（1）及び（2）によって確認しその結果を「地理的表示保護制度に係る生産行程管理確認票兼運営委員監督記録票」（以下「確認票」という。）に記録する。

また、各確認の際、明細書に記載された事項が遵守されていないことが疑われる場合には、生産組合は、臨時に調査を実施し、その結果を確認票に記録する。

（1）品種・栽培の方法の確認

生産組合は、初出荷時に生産者から提出される「栽培管理日誌」及び「食の安全基準」の記載内容を確認するとともに、年1回以上の圃場の巡回により、明細書に記載の品種及び栽培の方法の遵守を確認する。

（2）出荷規格・最終製品の確認

生産組合は、生産者が出荷基準表に基づき選果し、共同集出荷場に持ち込んだ産品を、農協職員の立ち合いのもと抜き取り検査し、明細書に記載された出荷規格の遵守及び最終製品を確認する。

6 明細書適合性の指導

- (1) 生産組合は、前記5の確認時において、明細書に記載の生産地・特性・生産の方法の各基準のいずれかを満たしていないと疑われる場合には、当該生産者に対して警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、生産組合は、組織規約の規定に基づき、当該生産者を除名する等ができるものとする。
- (2) 生産組合は、年1回以上、構成員である生産者に対し、講習会等の機会を設け、明細書に記載の生産地・特性・生産の方法の各基準を順守するよう指導する。

7 地理的表示等の使用の確認

- (1) 生産組合は、前記5の確認時において、明細書と適合している製品についてのみ「大口れんこん」及びGIマークが使用されているか否かを確認する。この際、地理的表示である「大口れんこん」及びGIマークを使用している包材等についても確認する。
また、大口れんこん生産組合があらかじめ定める生産行程管理運営委員会は、生産組合の確認状況について監督し、その結果を「確認票」に記録する。
- (2) また、前記(1)の確認において、以下に該当するれんこんがないかも確認する。
 - ア 明細書に記載の生産の方法の基準を満たしていないれんこんであるにもかかわらず、地理的表示である「大口れんこん」及びGIマークが使用されているれんこん
 - イ 地理的表示である「大口れんこん」のみが使用されているれんこん
 - ウ GIマークのみが使用されているれんこん
 - エ 地理的表示である「大口れんこん」に類似する表示又はGIマークに類似する標章が使用されているれんこん

8 地理的表示等の使用の指導

- (1) 生産組合は、前記7において確認された以下の場合について、当該生産者に対して警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、生産組合は、組織規約の規定に基づき、当該生産者を除名する等ができるものとする。
 - ア 明細書に記載の生産の方法の基準を満たしていないれんこんであるにもかかわらず、地理的表示である「大口れんこん」及びGIマークが使用されている場合
 - イ 地理的表示である「大口れんこん」のみが使用されている場合
 - ウ GIマークのみが使用されている場合
 - エ 地理的表示である「大口れんこん」に類似する表示又はGIマークに類似する標章が使用されている場合
- (2) 生産組合は、前記6(2)に記載の講習会等の機会において、構成員である生産者に対し、適切な地理的表示等についての普及啓発を図るものとする。

9 実績報告書の作成等

生産組合は、3月1日から2月末日までを一年度として、年度終了後3か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、生産組合が作成した地理的表示保護制度に係る生産行程管理等確認検査総括表（地理的表示等の使用状況の記録を含む）
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

生産組合は、前記9（2）において提出した書類に加えて、以下の書類を生産組合の事務所に、その提出の日から5年間、保存するものとする。

- ・「栽培管理日誌」
- ・「食の安全基準」
- ・「確認票」

